

## 横浜スカーフ・アーカイブ資料 利用規約

平成 27 年 2 月 16 日施行

令和 2 年 3 月 30 日改正

### 1 趣旨

この利用規約は、横浜スカーフ・アーカイブ資料の利用にあたり必要となる事項を定めるものです。

### 2 利用にかかる同意

利用者は、横浜スカーフ・アーカイブ資料を利用する前にこの規約を必ず確認し、この規約に同意したうえで利用してください。利用申込書または利用申込フォームの所定の欄に同意の記載やチェックがない場合、利用をお断りさせていただきます。

### 3 利用方法

データベースの閲覧等利用の際は「資料利用・資料提供申込書（様式 1）」を提出、または、利用申込フォームに必要事項を入力してください。手続きの流れについては「横浜スカーフ・アーカイブ資料 利用方法（資料 1）」のとおりです。

### 4 利用料

#### (1) 無料とするもの

- ア データベース閲覧
- イ スカーフ現物の閲覧
- ウ 写真撮影

※原則として公表後 70 年が経過し著作権の保護期間が経過しているものについては無料で撮影が可能です。それ以外のものは、写真撮影は不可とさせていただきます。（詳細は、「横浜スカーフ・アーカイブ資料利用にあたっての注意事項（資料 2）」参照。）

#### (2) 有料とするもの

- ア 紙への出力
  - モノクロ印刷 1 枚 10 円
  - カラー印刷 1 枚 50 円
- イ 電子データ提供
  - C D-R 1 枚 70 円
  - D V D-R 1 枚 100 円

※情報開示請求の実費相当額と同額です。

## 5 利用に関する注意事項

- (1) パソコン・周辺機器、およびデータベースを破損しないこと。
- (2) スカーフ現物の破損、汚損を生じさせないこと。
- (3) 写真撮影やデータを利用の際は、「著作権」「著作者人格権」「商標権」「パブリシティ権」等の諸権利に注意すること。(各権利の内容については「資料2」を参照してください。)

※これらの権利を侵害するリスクがないか、必ず利用者が確認してください。

横浜スカーフ・アーカイブ資料の利用に関する件で問題が生じた場合、写真撮影やコピー(紙・データ)を利用した者(団体)が責任を負うものとします。

- (4) 写真やデータを利用の際は、可能な限り、横浜スカーフ・アーカイブ資料利用についての文言を表記すること。(資料2参照。)

## 6 違反に対する措置

利用者がこの規約に違反し、故意または過失により横浜スカーフ・アーカイブ資料を破損、汚損したときは、その損害を賠償しなければなりません。また、上記の「著作権」等、諸権利の侵害について指摘を受けた場合は、利用者の責任により対応してください。

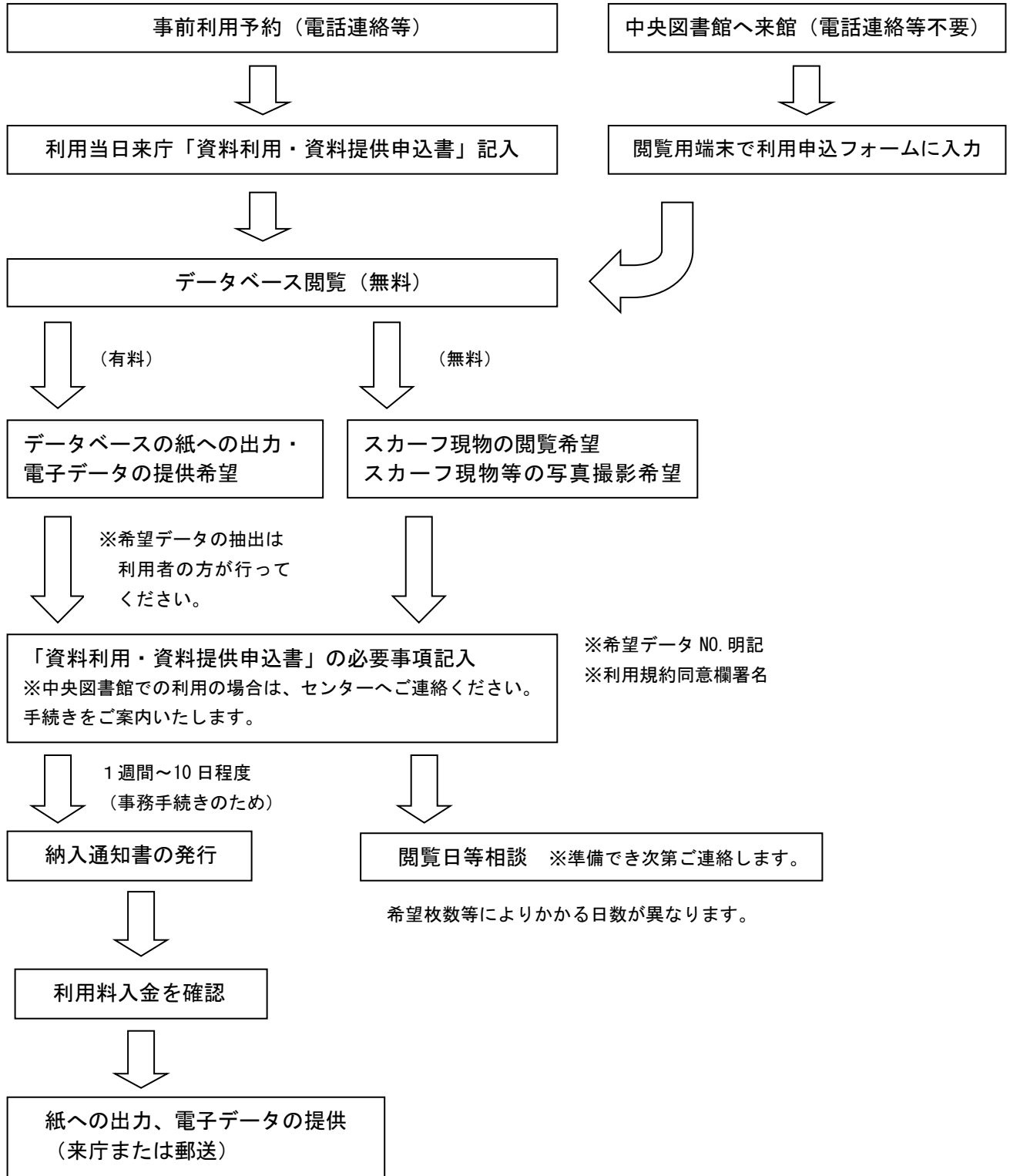
## 7 規約の変更等

利用者に事前に通知することなく、この規約を変更することがあります。

### 附則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

## 横浜スカーフ・アーカイブ資料 利用方法



## 横浜スカーフ・アーカイブ資料利用にあたっての注意事項

「著作権」「著作者人格権」「商標権」「パブリシティ権」等に  
抵触しないようご注意ください。

スカーフの複製や、デザインの利用（一部の切り取り、一部の改変を含む）は、「著作権」「著作者人格権」「商標権」「パブリシティ権」等の知的財産権に抵触するおそれがあります。

横浜スカーフ・アーカイブ資料の写真撮影やデータを利用する際は、これらの知的財産権について権利侵害の可能性がないか、必ず利用者が確認してください。

横浜スカーフ・アーカイブ資料の利用に関して問題が生じた場合、写真撮影やコピー（紙・電子データ）を利用した者（団体）が一切の責任を負うものとします。

## ※ 横浜スカーフ・アーカイブ資料の著作権等について

- ・原則として公表後 70 年を経過したものは著作権の保護が消滅しています。（ただし、例外もあります。）
- ・公表後 70 年以内のものは著作権が存在する可能性があります。  
ただし、「著作権者が不明な場合、文化庁に対して裁定申請を行うことで著作物の利用が可能になる」という制度があるため、利用者において裁定申請の手続きを行ったものについては写真撮影等を妨げません。
- ・公表後 70 年を経過したものでも、著作者人格権等の侵害に抵触する可能性があります。
- ・平成 30 年の著作権法改正により、保護期間が 70 年になりました。

## ※ 各権利については裏面を参照してください。

複製やデザイン利用（一部の切り取り、一部の改変を含む）し、商品等を製造・販売するにあたっては、可能な限り次のような文言の表記をお願いします。（ただし、本記載は、本文言の表記をすれば他者の知的財産権を侵害しないことを保証するものではありません。）

「本製品のデザインは「横浜スカーフ・アーカイブ資料」を基に制作しています。」

（デザインした者（または会社名）が明らかな場合には、  
「本製品は昭和〇〇年頃、〇〇（会社名）によりデザインされたものです。」と記載してください。）

## 著作権・・・

言語、音楽、絵画、建築、図形、映画、写真、コンピュータプログラムなどの表現形式によって自らの思想・感情を創作的に表現した著作物を排他的に支配する財産的な権利。特許権や商標権にならぶ知的財産権の一つ。

(著作権の保護期間は原則として公表後 70 年とされている。ただし、個人名義で公表された著作物は、著作者の死後 70 年となる。また、団体名義で公表後 70 年以内に、個人がその実名または周知の変名を著作者として表示して再度公表した場合は、著作者の死後 70 年を経過するまで著作権は存続する。※)

※著作権法の経過措置・調整措置により、保護期間が 50 年となる場合があります。

## 著作者人格権・・・

著作者の人格的側面を保護する権利。同一性保持権、公表権、氏名表示権等がある。上記著作権の保有に関わらず、著作者のみに帰属する権利。

### 同一性保持権・・・

著作物、その題号を無断で改変されない権利。原則として、著作者に無断で著作物の改変を行うと同一性保持権の侵害になる。

### 公表権・・・

創作した未公表著作物を無断で公表されない権利。

### 氏名表示権・・・

自己の著作物を公表するときに、著作者名を表示するかしないか、するとすれば実名か変名かを定めることができる権利。

## 商標権・・・

商標権とは商標法により定められた権利で、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、需要者の利益を保護することを目的とする。

※TMマークがデザインされている場合はそれが登録商標であるかを確認する必要がある。キャラクターがデザインされている場合にも、それが商標登録されている場合には商標権侵害のおそれがある。

## パブリシティ権・・・

人に備わっている、顧客吸引力を中核とする経済的な価値（パブリシティ価値）を保護する権利を言う。プライバシー権、肖像権と同様に、人格権に根ざした権利。

※著名人の写真等がデザインされている場合、パブリシティ権侵害のリスクがある。

【横浜スカーフ アーカイブ資料】

# 資料利用 資料提供 申込書

年 月 日

工業技術支援センター長

利用日	年 月 日		
利用者	(団体名)		
	(部署名)		
	氏名		
住所 <small>(団体所在地)</small>	〒	-	
電話番号			
利用を希望するもの	<input type="checkbox"/> データベース閲覧 (無料)		
	<input type="checkbox"/> スカーフ現物閲覧・スカーフ現物等写真撮影 (無料) ※スカーフ抽出のための日数をいただきます。準備ができ次第ご連絡させていただきます。		
	<input type="checkbox"/> モノクロ印刷 (1枚10円)		
	<input type="checkbox"/> カラー印刷 (1枚50円)		
	<input type="checkbox"/> CD-R (1枚70円)		
<input type="checkbox"/> DVD-R (1枚100円) ※納入通知書発行事務に1週間～10日程度いただきます。入金の確認ができ次第、資料提供いたします。			
希望するデータ (番号)			
受け渡し方法	<input type="checkbox"/> 来庁 <input type="checkbox"/> 郵送(送料はご負担いただきます。)		
利用規約の同意 <small>※同意がない場合は利用できません。</small>	<input type="checkbox"/> 「横浜スカーフ・アーカイブ資料 利用規約」、「横浜スカーフ・アーカイブ資料利用にあたっての注意事項」を遵守することに同意します。 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">署名 _____</div>		
受け渡し(閲覧) 予定日(※)	年 月 日		
金額(※)	円		
	(内訳)		
備考(※)			

(※)欄は工業技術支援センターで記入します。